平成２７年（再イ）第３３号
札幌市厚別区大谷地西３丁目９番18号
再生債務者　中川　竹史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４３号
札幌市中央区北２条東９丁目11番地２　セザールガーデン札幌901号
再生債務者　鈴木　隆文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４５号
札幌市白石区南郷通７丁目南３番３号　エルミタージュ南郷303号
再生債務者　上田　明恵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第２号
宮城県大崎市古川中里６丁目６番25号　エクセル中里102号
再生債務者　佐々木登治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２６年（再イ）第７号
秋田県仙北市角館町上菅沢２番地73
再生債務者　木村　文博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（再イ）第３号
石川県小松市尾小屋町ワ121番地
再生債務者　松本商店こと　松本　一彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日　金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（再イ）第３号
長野県上伊那郡箕輪町大字三日町1454番地３
再生債務者　吉田　貴道
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日　長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（再ロ）第３号
香川県高松市木太町3465番地４
再生債務者　毋倉　義晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（再イ）第４号
愛媛県新居浜市御蔵町４番38号
再生債務者　福田　高広
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年７月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日　松山地方裁判所西条支部

平成２６年（再イ）第７号
兵庫県たつの市龍野町富永164番地16
再生債務者　森田　佳史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年７月22日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　横浜弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　中津川　彰
登録番号　32578
事 務 所　神奈川県藤沢市朝日町10－５
中津川法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年７月８日
平成27年７月14日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。
記
1　処分をした弁護士会　三重弁護士会
2　処分を受けた弁護士
氏　　名　杉本　雅俊
登録番号　16254
事 務 所　三重県四日市市中部14－４
杉本雅俊法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
平成27年７月３日
平成27年７月15日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成27年８月４日　　静岡県教育委員会
1　免許状の種類、授与権者、本籍地、氏名
⑴　中学校教諭一級普通免許状（社会）、埼玉県教育委員会、福岡県、鬼木　英継
⑵　高等学校教諭二級普通免許状（社会）、埼玉県教育委員会、福岡県、鬼木　英継
⑶　高等学校教諭一種免許状（商業）、静岡県教育委員会、静岡県、高橋　英継
⑷　高等学校教諭一種免許状（情報）、静岡県教育委員会、静岡県、鬼木　英継
2　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳（自称千歳正広）、居所尼崎市東初島町８番地の61金城組の寮、生年月日不明（自称昭和25年６月６日生）、男性、身長約168㎝、体重約70kg、Ｔシャツ、ズボン、靴着用、現金20,728円、財布、鍵２個所持
上記の者は、平成26年９月７日午後11時過ぎ、尼崎市御園町39番地にあるローソン尼崎駅前店のトイレで意識障害の者がおり、合志病院（尼崎市長洲西通１丁目８番20号）に救急搬送されましたが、同年９月13日午後５時45分にくも膜下出血のため死亡されました。身元が確認できず、同年９月19日に尼崎市立弥生ケ丘斎場で火葬に付されました。
お心当たりの方は尼崎市福祉事務所まで申し出てください。
平成27年８月４日
兵庫県　　尼崎市長　稲村　和美

行旅死亡人

本籍・氏名不詳（自称土井義秋）、住所不定、生年月日不明（自称昭和30年６月１日生）、男性、財布、腕時計、懐中時計、数珠、ポーチ所持
上記の者は、平成26年６月10日午後４時１分尼崎市武庫川町四丁目28番地先阪神高速道路神戸線の高架下に倒れており、安藤病院に救急搬送されましたが、同年６月11日午後４時８分に急性心筋梗塞で死亡されました。身元が確認できないため、平成26年６月14日に尼崎市立弥生ケ丘斎場で火葬に付されました。
お心当たりのある方は、尼崎市福祉事務所まで申し出て下さい。
平成27年８月４日
兵庫県　　尼崎市長　稲村　和美